

広報むこう「みんなのひろば」をご利用の方へ

「みんなのひろば」は、市民の皆様が自主的に活動されているクラブ・サークルの催しや会員募集などの案内を、以下のような基準で掲載しています。

なお、クラブ・サークルなどについては、会則や規則を備え、会計が明瞭に処理されていることが必要です。掲載の可否を判断するため、会則や規則、会計報告、会員名簿の提出をお願いすることができます。

また、紙面には限りがあるため、お申し込みが多数の場合、掲載希望号以外へ掲載することや、掲載できないことがありますのでご了承ください。

【掲載基準】

- (1) 3人以上で構成するクラブやサークルなどを対象とします。
- (2) 概ね6か月以上の安定した活動実績を持ったクラブやサークルなどを対象とします。
- (3) できるだけ多くの情報を掲載するため、会員募集を含め、同じ内容の記事は1年に1回とします。
- (4) 掲載記事の表現方法、表示方法などは、紙面の空き状況などを勘案して、市に一任していただきます。
- (5) 申し込み締切日は、「広報むこう」発行日の前々月の20日です。
- (6) 原則として、市から掲載、不掲載についての連絡はいたしません。

【掲載できないもの】

- (1) 営利、PRを目的としたものや、それにつながる可能性のあるもの
- (2) 政治的活動を目的としたものや、そのおそれのあるもの
 - ①特定の政党または特定の候補者を支持、または反対することを目的としたもの
 - ②政治団体による政治活動を目的とするものや、それらの団体が行う催し
 - ③選挙又は投票の事前運動に該当するものや、そのおそれのあるもの
 - ④間接的に政治活動の行為につながるものや、その誤解を生む可能性のある催し
- (3) 特定の宗教の普及などを目的としたものや、そのおそれのあるもの
- (4) 公の秩序または善良な風俗を乱すようなもの
 - ①人種、性別、心身の障がいなどに関する差別につながるもの、基本的人権を侵害するもの、またはそのおそれのあるもの
 - ②名誉毀損のおそれのあるもの
 - ③他をひぼう、中傷するもの
- (5) プライバシーを主に扱うものや、プライバシーの侵害のおそれのあるものの（同意の有無は問わない）
- (6) 主催者と参加者など、当事者間でトラブルにつながるおそれのあるもの

- (7) (1) から (6) のことにつながる可能性のある団体
- (8) 客観的に見て責任の所在が明らかでないもの
- (9) 掲載意図や内容が不明確なもの
- (10) その他広報紙に掲載する内容として妥当でないと認めるもの

○ 以上の観点から、原則として次のようなものは掲載できません。

- ・個人が行う催しや、個人宅、店舗を利用して行う催し（有料、無料を問わない）
- ・事業者（私塾、稽古事、各種教室の主催者を含む）が行う体験教室や講座などの催し（有料、無料を問わない）
- ・主催者や代表者が講師となって行う講座や教室などの催し（有料、無料を問わない）
- ・謝礼や参加費を得る立場の人（代理を含む）から申込みのあったもの
- ・給料、賃金、報酬を伴う職員やスタッフの募集
- ・クラブ・サークルなどの新規立ち上げのための募集
- ・相談などのプライバシーを扱う催し
- ・結婚相談、交際紹介、占いなどに類するもの

【 優先順位 】

紙面には限りがあるため、お申し込みが多数の場合、掲載希望号以外へ掲載することや、掲載できないことがあります。

その場合、次の基準で掲載を決定します。

- (1) 向日市内で開催されるものを優先
- (2) 過去の掲載実績が少ないクラブ・サークルなどの催しを優先
- (3) 法人などの催しよりもクラブ・サークル、地域の団体を優先
- (4) 受け付け順
- (5) 向日市民の構成割合の高いクラブ・サークルなどを優先